

令和5年度 第1回幕別町文化財審議委員会

議 案

日 時 令和5年10月26日（木）

午前10時00分

場 所 忠類コミュニティセンター児童室

日 程

1 あいさつ

幕別町文化財審議委員会 委員長 橋本 猛夫

2 町内文化財視察研修

(1) 忠類ナウマンゾウ足跡化石発掘現場視察（10：30～11：00）

※行程

9：00	教育委員会発（公用車）
10：00	忠類コミセン児童室
10：30～11：00	視察研修
12：00	教育委員会着

【文化財審議委員名簿】

氏 名	住 所	備 考
はしもと たけお 橋 本 猛 夫		(1)識見委員
かとう しゅうじ 加 藤 修 治		(1)識見委員
かまだ ひろし 鎌 田 浩		(1)識見委員
ふくしま ともひろ 福 島 智 大		(2)公募委員
かどや なおこ 角 谷 直 子		(2)公募委員

任期 2022年6月1日から2024年5月31日まで

【令和4年4月1日現在 幕別町指定文化財】

種 別	名 称	所 在 地	所 有 者	指 定 年 月 日
民俗文化財	幕別町蝦夷文化 考古館収蔵品	幕別町字千住 114 番地の 1	幕別町	平成 14 年 2 月 26 日
民俗文化財	糠内獅子舞	幕別町字糠内	糠内獅子舞 保存会	平成 14 年 2 月 26 日
有形文化財	札内N遺 跡出土品	幕別町字依田 384 番地の 3	幕別町	平成 20 年 3 月 27 日
記念物	ヒカリゴケ	幕別町忠類明和 1 番地の 1 の内(町有 林)	幕別町	平成 21 年 6 月 26 日
無形文化財	『どさんこ甚 句』・『どさんこ 舟唄』	幕別町札内みずほ 町160番地の60(ど さんこ甚句・舟唄発 祥の碑建立)		平成 24 年 7 月 26 日

【教育委員会職員名簿】

教育長 菅野 勇次（すがの ゆうじ）
 教育部長 川瀬 吉治（かわせ よしはる）
 生涯学習課長 石田 晋一（いしだ しんいち）
 教育部主幹 土井 秀樹（どい ひでき）
 教育部主幹（学芸員） 添田 雄二（そえだ ゆうじ）
 社会教育係長 勝又 淳（かつまた あつし）
 社会教育係主査 有田 泰浩（ありた やすひろ）
 社会教育係主事補 和田 愛生（わだ あい）
 社会教育係（学芸員） 阪口 諒（さかぐち りょう）

資料 1

1 文化財審議委員会とは

○幕別町文化財保護条例

(平成8年3月25日条例第11号)

改正

(平成12年9月29日条例第60号)

(目的)

第1条 この条例は、幕別町（以下「町」という。）の区域内に存する文化財のうち、国又は北海道の指定するものを除き、町にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって町民の文化的向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例で文化財とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 有形文化財 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書籍、古文書、その他の有形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料をいう。
- (2) 無形文化財 演劇、音楽、その他の無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いものをいう。
- (3) 民俗文化財 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗習慣、民俗芸能及びこれに用いられる衣服、器具、家屋、その他の物件で生活の推移を理解するために欠くことのできないものをいう。
- (4) 記念物 貝塚、化石、古墳、城跡、旧宅、その他の遺跡（包蔵地を含む。）で歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、狭谷、山岳、その他の名勝地で芸術上又は鑑賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地、渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）、及び地質鉱物（特異な自然現象の生じている土地を含む。）で学術上価値の高いものをいう。

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第3条 幕別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）はこの条例の執行にあたっては、関係者の所有権、その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

(指定)

第4条 教育委員会は、町内に存する文化財のうち、国又は北海道が指定したものを除き、町にとって重要と認めるものを幕別町指定文化財（以下「町指定文化財」という。）に指定することができる。

2 前項の規定による指定をするときは、教育委員会は、あらかじめ指定しようとする文化財の所有者及び権原に基づく占有者又は保持者若しくは保持母体（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等の判明しない場合はこの限りでない。

(解除)

第5条 教育委員会は、町指定文化財がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、

その指定を解除することができる。

- 2 町指定文化財が町の区域内に存しなくなったとき又は国若しくは北海道の文化財として指定を受けたときは、前条の指定は解除されたものとする。

(指定又は解除の告示)

第6条 教育委員会は、前2条の規定により、文化財を指定し、又は解除したときは、すみやかにその旨を告示するとともに、所有者等に通知しなければならない。

(管理義務)

第7条 町指定文化財の所有者等は、この条例並びにこれに基づく規則及び教育委員会の指示に従い、その文化財を管理し、適正な保存に努めなければならない。

- 2 町指定文化財の所有者等は、特別の事情があるときは、専ら自己に代わり当該町指定文化財の管理の責に任ずべき者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。
- 3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、所有者等は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も、同様とする。
- 4 管理責任者には、第1項の規定を準用する。

(所有者等の変更等)

第8条 町指定文化財の所有者等は、次の各号の一に該当するときは、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 町指定文化財の所有者等が氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。
- (2) 町指定文化財の所有者等が変更したとき。
- (3) 町指定文化財の所在、地番、地目又は地積に変更及び異動があったとき。

- 2 町指定文化財の所有者等が死亡し、又は保持者として不適当になったときは、相続人又は保持者は、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損等)

第9条 所有者等は町指定文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗難にあったときは、すみやかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(現状の変更)

第10条 所有者等が町指定文化財の現状を変更しようとするとき、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の許可について必要な指示を与え、又は条件を付することができる。
- 3 教育委員会は、第1項の許可を受けた者が前項の指示又は条件に従わないときは、現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

(修理の届出等)

第11条 所有者等は町指定文化財の修理その他維持に必要な措置をしようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

- 2 教育委員会は、町指定文化財の保護上必要があると認めたときは、前項の修理等について必要な助言指導を与えることができる。

(管理保存の勧告)

第12条 教育委員会は、町指定文化財の保存のため必要があると認めたときは、所有者等に対し必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(補助金の交付)

第13条 町は、町指定文化財の保存及び記録の作成並びに無形文化財の伝承者養成等のため、必要があると認めたときは、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付するにあたっては、必要な条件を付することができる。

(補助金の返還)

第14条 町は、補助金を受けた者について、次の各号の一に該当すると認めたときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金の交付を受けた目的以外の使途に補助金を使用したとき。

(2) 前条第2項の条件に従わないとき。

(調査、報告等)

第15条 教育委員会は、必要があると認めたときは、所有者等の同意を得て、町指定文化財を調査し、又はその管理の現状若しくは管理の状況について報告を求めることができる。

(公開)

第16条 教育委員会は、町指定文化財の所有者等に対し、教育委員会の行う公開の用に供するため期間を定めて、その文化財を出品し、又は公開するよう勧告することができる。

2 前項の規定による出品又は公開により、当該町指定文化財が滅失し、又はき損したときは、町は所有者等に対し通常生ずべき損失を補償する。ただし、所有者等の責に帰すべき事由により滅失又はき損した場合は、この限りでない。

(保存)

第17条 教育委員会は、町指定文化財（無形文化財を除く。）の保存のため必要があると認めるときは、関係者の同意を得て保存施設又は保存地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、その他保存に必要な措置を講ずることができる。

(文化財審議委員会)

第18条 文化財の保存及び活用について教育委員会の諮問に応じ、調査審議するため、幕別町文化財審議委員会（以下「審議委員会」という。）を置く。

2 審議委員会は、委員5名で組織する。

3 審議委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 公募による者

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年9月29日条例第60号)

この条例は、平成13年1月1日から施行する。

○幕別町文化財審議委員会規則

(平成8年4月1日 教育委員会規則第7号)

(目的)

第1条 幕別町文化財保護条例 (平成8年条例第11号) 第18条の規定に基づき、幕別町文化財審議委員会 (以下「審議委員会」という。) に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所管事項)

第2条 審議委員会は、幕別町教育委員会 (以下「教育委員会」という。) の諮問に応じ、申請文化財の調査審議をし、文化財指定の適否の意見及び保存活用等必要と認める事項について答申する。

(任期)

第3条 審議委員会の委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

2 欠員を生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長、副委員長)

第4条 審議委員会に委員長、副委員長を置く。

2 委員長、副委員長は委員の互選とする。

3 委員長は審議委員会を代表し、会を総理する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議委員会は委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 会議の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(審議委員会の庶務)

第6条 審議委員会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

2 幕別町の指定文化財について

【諮問 平成 14 年 2 月 15 日】

種 別	名 称	内 容	所有者	所 在 地
無形文化財	ムックリ奏者 安東ウメ子	ムックリの演奏		幕別町字千住 286 番地
民俗文化財	幕別町蝦夷文化考古館収蔵品	図書類 152 点 文書類 273 点 文化財 295 点	幕別町	幕別町字千住 114 番地 1
民俗文化財	糠内獅子舞	獅子舞	糠内獅子舞 保存会	幕別町字糠内

種 別 無形文化財
 名 称 ムックリ奏者 ー安東ウメ子ー
 内 容 ムックリの演奏
 所在地 幕別町字千住 2 8 6 番地
 概 要 アイヌの楽器ムックリは、もともと儀式等の余興として即興的に演じられてきたもので、特に決まった形の旋律があるわけではないが、動物の鳴き声や自然の音等を表すものとして伝承されてきている。このムックリをただ鳴らすだけでなく、民族の伝統的な表現や音色を出す道内で数少ない伝承者が安東ウメ子さんである。昭和 5 8 年に彼女のムックリ・ウポポなどアイヌ文化の伝承活動が認められ、町の文化奨励賞を受賞。また、平成 1 2 年にアイヌ文化振興・研究推進機構のアイヌ文化奨励賞を、さらには、同年、十勝文化団体協議会の文化賞を受賞している。

※平成16年7月15日本人死亡につき、幕別町文化財の指定が解除になり、文化財保護法第98条第3項の規定により平成16年7月27日、幕教生第714号で北海道教育委員会に報告。

種 別 民俗文化財
 名 称 幕別町蝦夷文化考古館収蔵品
 内 容 図書類 1 5 2 点、文書類 2 7 3 点、文化財 2 9 5 点
 所有者 幕別町
 所在地 北海道中川郡幕別町字千住 1 1 4 番地の 1 （幕別町蝦夷文化考古館内）
 概 要 白人コタンのアイヌの指導者であった故吉田菊太郎氏（明治 2 9 年 7 月 2 0 日生ー昭和 4 0 年 1 月 8 日、6 8 歳で没）は昭和 1 5 年 1 月に北海道アイヌ文化保存協会（会長）を組織して以来、先祖の残した文化財が散逸するのを恐れて、文化財を蒐集してきた。
 館内に陳列されているのは、刀・矢・矢筒・弓・盃・酒桶・着物等の生活用品、宝物・写真・書類等貴重な物ばかりである。

種 別 民俗文化財
名 称 糠内獅子舞
内 容 獅子舞
所有者 糠内獅子舞保存会
所在地 幕別町字糠内

概 要 糠内獅子舞は、明治３７年「糠内神社」の前身である「五位神社」の建立にあたり、御神霊の奉迎と慰労を目的に獅子舞を奉納することになった。

富山県西砺波郡西五位村字土屋村御神体尊像と一緒に伝わったもので、娯楽の乏しかった入植時には特に盛大であった。

娯楽が増えるに伴い１５年ほどで途絶えたが、昭和１８年に再開され地域の青年が中心となり代々引き継がれ、昭和４３年にこの保存会が発足し地域の秋祭り、公民館まつり等町内の記念行事、各種イベントに参加し、幕別町の郷土芸能をとおして地域のコミュニティ活動の役割を担っている。

○参考

１ 舞の内容

(1) 衣装等

カヤの中に入る者は上下白装束（モモヒキ等）に真紅の前掛けに唐草模様脚絆、黒の手甲、武使いは金、銀糸に織られた絢爛たる衣装を身につけ、笛・太鼓を打つ者は羽織・ハカマに網傘等。

(2) 道具等

カヤ・獅子頭・ナギナタ・刀・棒・鎖・鎌・鼓・笛・面・（天狗）・ミノ・ワラジ・高アシダ。

(3) 役割と配置

獅子頭１名・カヤ４名・尾持１名・棒使い１名・鎌使い１名・ナギナタ１名・天狗１名・笛３～５名・鼓２名・勸進長１名・予備若干。

(4) 踊りの構成

道中・舞い込み・サッサカ・鎌・棒・ナギナタ。（どれも天狗を含む）

上記はどれも３舞をするものであるが、この他にどの棒も一本止めとしても舞うことができる。

答申 平成１４年２月２１日 全件認可

【諮問 平成 20 年 1 月 23 日】

種 別	名 称	内 容	所有者	所 在 地
有形文化財	札内N遺跡出土品	土壙 20-土器 2 点、石器 7 点 土壙 25-土偶 2 点、土器 7 点	幕別町	幕別町字依田 384 番地の 3（ふるさと館内）

種 別 有形文化財

名 称 札内N遺跡出土品

内 容 土壙 20-土器 2 点、石器 7 点 土壙 25-土偶 2 点、土器 7 点

所有者 幕別町

所在地 幕別町字依田 384 番地の 3（ふるさと館内）

○参考

札内N遺跡で発掘された土偶及び土器・石器群について

平成 6 年（1994 年）に札内字依田に所在した札内N遺跡の調査で、縄文時代晩期（約 2,800 年前～2,600 年前）と考えられる土壙墓が多数発見（202 箇所）された。このうち、土壙墓 20・25 と呼称した 2 基の墓は特異な構造と、副葬品とされた土偶・土器は希少なものである。

土壙墓 20 は墓内壁面に穴の開いた石や軽石を張り付けたもので、なかには石を組み合わせて生物か人間の顔を表現したものがあり、この様なレリーフ（写真 第 3 段階）を施した墓の報告例は見当たらない。また、副葬品とした船形土器（63 番）は丁寧に作られた美品で、他に類例を見ない。

土壙墓 25 は 2 段階掘りの、フラスコ状を呈し、墓の底には赤い焼土を敷設し、死からの再生を強く意図したものと推測される。墓内には多量の石と共に土器・土偶が埋納されていた。2 点の土偶（88、89 番）は、一般的に知られている人形を表現したものではなく、土偶の最終形態と考えられている具象化されたものであるが、1 点は女性を表したものである。（88 番）

現在まで、道内で発見されている同時期と考えられる土偶の発見例は、道央、道南部にあるが未だ少なく、また、墓からの出土例は千歳市美々 4 遺跡が知られるのみである。道東部では網走市斜里町に例があるが、墓から発見されたものではない。

札内N遺跡で発見された土壙墓 20 の船形土器、深鉢土器と壁面のレリーフに使用された石、そして土壙墓 25 の土偶 2 点と復元土器 7 点は学術的価値も高く、また希少なものである。

土壙 20

62 の深鉢土器は埋設時に意図的破壊が行われたと思われる。使用痕は認められない。

63 の船形土器も使用痕は見られず、埋葬用（祭祀用）と思われる。

レリーフ状の石は、第 3 段階写真右から花崗岩片（77）、有孔石 2 個（78、79）と「く」の字型の礫（80）を配した 3 点セットと思われる。隣に有孔石（81、82）2 つが並び、多孔質火山岩（軽石）、最後に有孔石（83）と並ぶ。

土壙 25

88 の土偶の下端部の V 字型の切り込みは女性を表しており、発掘当時は一部に赤色の彩色が見られた。

89 は土壙上部で 8 片に分散して出土した。側面をのぞいて全面に縄文が施されている。上部突起に横方向に貫通孔がある。下端部にも 4 c m ほどの孔が認められる。一部に赤色の彩色が残る。

90 は深鉢土器
91 は鉢
92、93 は筒形土器
94 は深鉢
95 は鉢
96 は浅鉢

答申 平成 20 年 2 月 12 日 認可

【諮問 平成 21 年 6 月 9 日】

種 別	名 称	内 容	所有者	所 在 地
記念物	ヒカリゴケ	洞窟内ヒカリゴケ 群生地 0.5 m ²	幕別町	幕別町忠類明和 1 番地 の 1 の内 (町有林)

種 別 記念物
名 称 ヒカリゴケ
内 容 洞窟内ヒカリゴケ 群生地 0.5 m²
所有者 幕別町
所在地 幕別町忠類明和 1 番地の 1 の内 (町有林)

○参考

1 発見の経過

- 5 月 10 日 (日) 幕別町忠類地区町民有志の地域づくりサークル「忠類再発見サポートクラブディスカバリー」(加藤茂樹代表)のメンバーが、忠類のチョマナイ山(通称・丸山 幕別町忠類明和 1 番地の 1)中腹の洞窟で、ヒカリゴケと見られるコケが群生しているのを発見。
- 5 月 13 日 (水) この内容が十勝毎日新聞で紹介される。
- 5 月 14 日 (木) 町教委が斜里町立博物館にヒカリゴケであるか確認するため、学芸員の派遣要請を行い、5 月 18 日 (月) 午前中に現場でのサンプリングを行うことで話を進める。
- 5 月 18 日 (月) 斜里町立知床博物館 内田暁友 学芸員が、現地でサンプリングを行い、忠類中学校の顕微鏡を借用し確認したところ、ヒカリゴケであると判明。
同日午後 6 時 45 分からのNHK総合テレビで調査の様子が紹介された。
- 5 月 28 日 (木) 第 6 回幕別町教育委員会において、幕別町文化財指定の可否及び保存活用等について、幕別町文化財審議委員会に諮問する旨決定する。

- 2 発見場所 中川郡幕別町忠類明和 1 番地の 1 の内
3 所 有 者 幕別町 (町有林)
4 群生範囲 0.5 m²

ヒカリゴケ群生地



■ 温泉源 ● ヒカリゴケ群生地

答申 平成 21 年 6 月 24 日 認可

【諮問 平成 24 年 6 月 22 日】

種 別	名 称	内 容	所有者	所 在 地
無形文化財	九本栄一創作『どさんこ甚句』・『どさんこ舟唄』	幕別町で発祥の北海道の開拓者魂を込めた郷土民謡		幕別町札内みずほ町 160 番地の 60（どさんこ甚句・舟唄発祥の碑建立）

種 別 無形文化財

名 称 九本栄一創作『どさんこ甚句』・『どさんこ舟唄』

内 容 幕別町で発祥の北海道の開拓者魂を込めた郷土民謡

所在地 幕別町札内みずほ町 160 番地の 60（どさんこ甚句・舟唄発祥の碑建立）

概 要 幕別町発祥の『どさんこ甚句』は、北海道開拓の初期、厳しい環境の中、未開発の荒野をどさんこ気質と根性で苦境に打ち勝ち今日の産業・文明の伸展を築いた先人達の苦労を讃え、郷土民謡がなかった北海道内陸部に後世に伝える民謡である。また、『どさんこ舟唄』は、蝦夷地北海道の開拓初期の入植者が夢を抱き、かけがえのない通路でもあった河川を通じて各地に入られた苦難を偲ぶ民謡である。

いずれも北海道の開拓者魂を込めた郷土民謡であり、小学生から高齢者まで幅広く愛唱され、現在は、北海道の代表的民謡として定着し、文化の高揚に寄与されているものであり、今後も、後世に残すべく民謡であるとともに、歴史上及び芸術上価値の高いものである。

答申 平成 24 年 6 月 25 日 認可